

## 警報発令時の教育活動に関する判断

本校の気象警報発令の際の教育活動につきましては下記のとおり。

### (1)判断基準

小平・立川・東大和・東村山・国分寺の5市のうち1市にでも、大雨の気象情報（レベル3以上）および暴風・大雪・暴風雪の警報・特別警報が発令された場合  
※気象状況の悪化により、通学時に利用する公共交通機関が計画運休および運休している場合は、警報発令中に準じる。  
※居住地域において上記の警報が発令されている場合もこれに準じる。

### (2)判断手順

#### ア) 当日朝に判断する場合

- a. 朝6時の時点で発令されている場合  
10時40分まで始業時間を繰り下げ、自宅での学習・待機とする。
- b. 8時までに解除された場合  
10時40分を始業時刻とし、第3校時から授業を行う。
- c. 8時の時点でも引き続き警報が発令されている場合  
13時20分まで始業時間を更に繰り下げ、自宅での学習・待機とする。
- d. 10時30分までに解除された場合  
13時20分を始業時刻とし、第5校時から授業を行う。
- e. 10時30分の時点でも引き続き警報が発令されている場合  
第5校時以降の授業は行わず、引き続き自宅待機とする。
- f. 13時の時点でも引き続き警報が発令されている場合  
補習補講、部活動等の課外活動は中止する。

#### イ) 登校途中に上記の警報発令を知ったとき

自宅に戻るか、又は、学校に登校するか、安全に行動できる方を選択する。  
自宅に戻れた場合は、上記ア)に沿って行動する。  
学校に登校した場合は、学校で状況をみながら指示をする。